

2012.03.02：平成24年第1回定例会（第2日） 本文

○田中しゅんすけ議員　ただいまから、板橋区議会自由民主党議員団を代表し、議案第21号「東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度は、人口の高齢化が世界的にも類を見ない早さで進行している我が国の現状を踏まえ、要介護高齢者の生活支援、すなわち深刻な介護の問題を社会が連帯して根本的な解決を図るために創設された公的な社会保険方式による制度であります。

介護保険料については、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、各自治体の高齢者数や介護サービスの需要量を推計し、保険給付を賄うための保険料を保険者ごとに設定することとなっております。

団塊の世代がこれからの数年間で高齢者の仲間入りをすることにより、高齢者の増と、介護保険制度の周知が進んだことにより要介護認定者は増加傾向にあります。加えて、サービス事業者や施設整備の充実による介護給付費の大幅な増加が見込まれております。このため、厚生労働省からは、第5期介護保険料については、5,000円を超えるとの見込みが示されておりました。

今回提案されました条例案による板橋区の第5期介護保険料は、基準保険料においては月額4,450円、年間で5万3,400円でございます。これは、東京23区内で比較しても最も安い保険料と聞いておりますし、板橋区では、介護保険料の上昇を少しでも抑えるため、事業量を精査し、保険給付額を適正に積算するとともに、介護給付費準備基金16億円を取り崩すこととしております。

よって、議案第21号「東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例」で示された第5期介護保険料は、保険者として高齢者の負担を軽減するための最大限の努力をされた結果と認識しております。

したがって、議案第21号「東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例」の制定に賛意を表しまして、自由民主党議員団としての賛成討論を終わります。（拍手する人あり）